

臨時開催決定

締固め（ローラー）特別教育のご案内

労働安全衛生規則第36条第10号の業務⇒安全衛生特別教育規程に基づく教育

事業者は、締固め用機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転（道路上を走行させる運転を除く）の業務に労働者を就かせるときは、安全又は衛生のための**特別の教育**を行わなければならないことが義務付けられています。

【主な対象機械】

・タイヤローラー ・マカダムローラー ・タンデムローラー ・コンバインドローラー
狭い場所によく使われる「ハンドガイド型」ローラーは地面に立ったまま操作しますが、移動用のエンジンによって機械自身が自由に移動できるので「自走式」となります。



タイヤローラー



マカダムローラー



タンデムローラー



コンバインドローラー



ハンドガイドローラー

開催日 令和6年12月2日（月）～3日（火）2日間

場 所 キャタピラー教習所(株) 新潟教習センター

受講概要

- 受講料／18,000円（テキスト代、税込） ●受講対象／18歳以上
 - 定員／16名 ●ネット又は電話でお申込み下さい。定員になり次第締め切らせて頂きます。
- ※2日目実技は予約順に午前開催と午後開催に分かれますので、ご了承ください。

新潟労働局長登録教習機関

キャタピラー教習所(株) 新潟教習センター

〒950-1195

新潟県新潟市西区山田2307-108

お問い合わせ先

TEL:025-232-7611

FAX:025-232-7612